



健康保険証経過措置終了～令和7年12月1日

- ◆ 従来からお持ちの健康保険証が令和7年12月1日をもって使用できなくなりました。使用できなくなった健康保険証については、ご自身で廃棄していただくことになっております。
令和7年12月2日以降は、「マイナ保険証」または「資格確認書」をご利用下さい。資格確認書がお手元に見当たらない等再交付が必要な場合は当事務所までご連絡をお願い致します。
また、スマホでもマイナ保険証が使えるようになるなど、協会けんぽのDX化が進んでおります。現在紙で申請している傷病手当金や出産手当金の申請が個人のスマホから行えるようになるなど、事業主様も従業員の状況に応じた対応が必要となります。これから詳細が発表されることになります。



12月の給与計算前に、最低賃金のチェックを行いましょう

- ◆ 令和7年12月1日から岩手県最低賃金（地域別最低賃金）は1,031円です！
お知らせ173号でもお伝えしておりますが、従業員の賃金が最低賃金を上回っているか12月の給与計算前にチェックし、下回っている場合は賃金の変更が必要となります。岩手県最低賃金のリーフレットを同封いたしましたので、裏面の最低賃金との比較方法を参考にご確認ください。賃金が、時給と月額で支給する手当が組み合わさっている場合など、不明な場合は当事務所までご相談ください。

降積雪期における、転倒災害防止を呼びかけましょう

- ◆ 間もなく岩手は真冬シーズン、12月から3月頃までは、雪、凍結による転倒災害が多く発生します。積雪・凍結に起因する転倒災害の防止について、万全を期していただきますようお願い致します。危険個所にはコーン設置、注意喚起のためのポスター掲示などをご検討下さい。

令和8年の法律改正について

- ◆ 令和8年も労働・社会保険関係の改正が予定されています。上半期に施行される主なものをお知らせします。
令和8年1月 協会けんぽ給付関係電子化
 - ・被保険者本人からの給付関連の手続きの電子化
- 令和8年4月 子ども・子育て支援金徴収開始
 - ・健康保険料と合わせた形で子ども・子育て支援金の徴収開始
- 令和8年4月 在職老齢年金制度の見直し
 - ・在職老齢年金制の支給停止となる収入基準額を50万円から62万円に引き上げ
- 令和8年7月 障害者法定雇用率の見直し
 - ・障害者法定雇用率を2.5%から2.7%に引き上げ